## 【提言項目の取組状況】

提案項	ĮΕ	提案内容	所管課	市としての取組方針	平成23年5月~11月の取組状況	今後の予定、備考		
(1)組織	ځ	しての推進に係る提案						
(1	1	① 新たな事務処理を確実に遵守することを最優先とする組織方針の明確化						
		. <b>.</b>		◇ 経理適正化推進本部の設置、開催	5月27日に設置、第1回会議を5月30日に開催、第2回会議を11 月21日に開催			
	・ 再発防止策の推進体制を構築し、再発防止に 取り組むこと。	行財政局監察室	◇ 経理適正化委員会の設置、開催	5月27日に設置、第1回委員会:5月30日、第2回:7月15日、第 3回:8月16日、第4回:10月25日開催	随時、開催予定			
(2	2	コンプライアンスの中核理念化						
		市の事業運営の中核理念となるコンプライアン スに関する基本方針の策定	行財政局監察室	◇ コンプライアンスに関する共有理念の策 定、周知	<ul><li>「神戸市職員コンプライアンス共有理念」を5月30日に策定、第1回経理適正化推進本部会議で周知</li><li>職員向け解説冊子を作成し、後掲する全課長級職員研修や職場研修、庁内イントラへの掲載など様々な機会を通じて職員に周知啓発</li></ul>	階層別研修等で継続して職 員に対して周知啓発		
(3	3	監査、監察機能を有する機関等の連携強化						
		監査、行財政局監察室、会計室の三者による 意見交換の場	監査事務局第一課	◇ 監査、監察、検査業務を行う部門の意見交換できる場の設置、実施	会計室、行財政局監察室、監査事務局の担当職員をメンバーとする「監査、監察業務等に係る情報連絡会」を設置、開催(6/10、8/10、9/28、10/12)	随時、開催予定		
		監査委員への内部監察結果の報告などの情報共有の仕組みづくり	行財政局監察室	〉 行政調宜規則を改正し、監祭結果に関す	行財政局監察室が実施する行政調査規則に基づく内部監察結果を、適宜、監査委員に情報提供できる仕組みを盛り込んだ規 則改定	必要に応じて実施		
(2)職員	O,	)意識改革に係る提案						
(1	1	職員の意識改革に必要な研修の実施						
			·行財政局監察室 ·行財政局財務課 ·会計室会計課	徹底に向けた全課長級職員研修の実施	6月17日〜24日までの間、6回(各2H)に分けて実施、課長級職員を中心に約750人が受講	理の改善を踏まえた職員研		
				◇ 経理事務のコンプライアンスの推進に向け た職場研修の実施	コンプライアンス自己チェックシート等を盛り込んだ研修資料に 基づく職場研修の実施(7月1日依頼―9月9日まで)	]修の実施を2,3月頃に実施 定		
				スの意識啓発	6月21日:3級職員研修126名、9月6日:係長昇任時研修167名、 10月5日:主任研修206名のそれぞれが受講	継続して実施		
				◇ 幹部職員向けコンプライアンス特別研修の 実施等	8月29日第1回目の研修開催、211名が受講 ※ グループ討論型研修のモデル実施(8月に4回開催141名受講)	・第2回を12月9日に開催予定		
(2	2	新たな事務処理等に関する研修の継続的な領	 実施及び研修効果?	」 を高める工夫				
		新たな事務処理も含めた財務会計事務研修の 実施 物品等の資産管理や予算執行の計画的な管 理に関して研修項目に追加	会計室会計課		6月17日〜24日までの間、6回(各2H)に分けて実施、課長級職員を中心に約750名が受講	平成24年度に向け、事務処 理の改善を踏まえた職員研 修の実施を2~3月頃に実施 予定		
3	3	職員の責務の明確化、厳格化	-					
	•	新たな事務処理に関わる職員の役割内容に応じた責務の明確化	行財政局監察室	◇ 賠償責任に関する規則の制定 ※ 会計規則に盛り込むことも検討	他自治体の制定及び運用状況等を踏まえ検討	策定にむけて検討		
	-	違法な経理処理に関与した職員に対する厳正 な懲戒処分の徹底	行財政局人事課	◇ 処分事由となる不適正な経理処理の類型 化、明確化	他自治体の調査及び検討	策定にむけて検討		

## 【提言項目の取組状況】

第2回 神戸市経理適正化推進本部会議

資料2

項目	提案内容	所管課	市としての取組方針	平成23年5月~11月の取組状況	今後の予定、備考		
果的	な再発防止策に係る提案						
i	事務処理の理解に係る提案						
1	① 職員に対する事務処理の明確化(手続の可視化)						
	・新たな事務処理に関わる職員の具体的な役割内容を明記したフローチャートの策定、 ルールとしての位置づけ	会計室会計課	◇ 事務処理フローチャートの位置づけ ※「財務会計事務の手引き」での明確化	財務会計事務の手引改訂版につき、現在内容を調整中(年度 内完成予定)	平成24年度に向け、2~3 頃に職員研修を実施予定		
2	② 事業者への周知啓発						
	・事業者向けの支出関係書類の作成要領の 策定等、市の財務会計事務の情報発信	会計室会計課	◇様々な媒体を通じた情報発信	神戸市ホームページによる情報提供	継続して実施		
ii	ii 具体的な事務処理に係る提案						
1	) 見積合わせのルール化						
	・一定額以上の見積合せの義務づけ、見積合 わせの実施に関する要領の策定など	行財政局経理課	◇ 一定金額以上の見積合わせの義務付	・6月28日に第1回関係課長会議開催			
2	請書受領に関するルール化及びその徹底			・(進め方の確認、素案提案)			
	・事業者から「請書」を受領するケースをルー ルの上で明確化	行財政局経理課	◇ 請書受領を義務付けるケースの明確化	- ・7月14日に第2回関係課長会議開催 ・8月4日に素案を各局室区庶務担当課に提示	策定にむけて検討		
3	納品検査方法の改善	•		※ 素案内容及び例外的処理が必要な場合の調査を実施			
	・専決調達における納品検査方法、検査内容 に関するルールの改善	行財政局経理課	◇ 複数職員による検査方法を検討	- 10月末に各局室意見集約、現在、内容について検討中			
4	④ 備品台帳等の記載内容や備品以外の物品に関する管理ルールの明確化						
	<ul><li>備品管理簿の記載内容や運用方法の見直し</li></ul>	会計室会計課	◇ 物品管理基準の一部見直し	・ 9月~新財務会計システム改修(備品管理システム)作業中 ・ 物品管理基準に関して新たな基準の策定に向け他都市の情 報収集、整理、課題を整理	平成24年度に向け2〜3月 に実施予定		
(5	⑤ 物品等以外の調達事務への新たな事務処理の適用						
	・役務や修繕といった物品等以外の専決調達 への新たな事務処理の適用	行財政局経理課	◇ 物品等以外への適用拡大を検討	・6月28日に第1回関係課会議開催 ・7月14日に第2回関係課会議開催	策定にむけて検討		
6	⑥ 事務処理の例外的処理						
	<ul><li>・物品等の性質、取引形態、職場実態及び支出関係書類の性質などに応じた新たな事務処理の例外的な事務処理ルールの策定</li></ul>	行財政局経理課	◇ 例外的処理のためのルールを検討	<ul> <li>・6月28日に第1回関係課長会議開催</li> <li>※(進め方の確認、素案提案)</li> <li>・7月14日に第2回関係課長会議開催</li> <li>・8月4日に素案を各局室区庶務担当課に提示</li> <li>※素案内容及び例外的処理が必要な場合の調査を実施</li> <li>・10月末に各局室意見集約、現在、内容について検討中</li> </ul>	策定にむけて検討		
iii	予算執行に係る提案						
1	① 予算編成システムの運用改善						
	・事業に必要な備品購入費について、適切な 額を当初予算で計上するように運用を改善	行財政局財務課	◇ 平成23、24年度予算編成方針において、 「事務処理の適正化とコンプライアンスの 徹底」および「適切な見積り替えを反映すること」などについて周知		継続して実施		

資料2

提案項目	提案内容	所管課	市としての取組方針	平成23年5月~11月の取組状況	今後の予定、備考		
2	② 予算流用手続の簡素化						
	・迅速な予算執行に柔軟に対応できるように 予算流用の事務手続を簡素化	行財政局財務課	◇ 流用手続きの簡素化を図るとともに、所管局において説明責任を果たす観点から、節間流用について行財政局への合議を廃止	。0.430 。40人来自伊斯里亚格尔一里尔	継続して実施		
3	予算節減のインセンティブを高める取組の推定	進					
	予算リサイクル制度について予算節減インセ ・ンティブが働くような仕組みへの改善	行財政局財務課	◇ 積極的に予算執行の効率化を図るため、 予算リサイクル制度を改善し、インセンティ ブを拡大(捻出した財源の1/2→全額)	・6月17日~24日全課長級職員研修にて周知 ・7月19日に各局室区に作業依頼済み、年間5回を予定	継続して実施		
<u>4</u>							
	・計画的な予算執行管理の仕組みづくり	行財政局財務課	◇ 新たに財務会計システムに追加された予 算執行状況資料(節・細節別など)等を活 用し各局室区における執行管理を徹底	・6月17日~24日全課長級職員研修にて周知 ・7月19日に各局室区に作業依頼済み、年間5回を予定	継続して実施		
iv	モニタリングに係る提案						
1	モニタリング可能な帳票類への改善						
	モニタリング可能な発注書、納品検査調書、 ・発注管理簿等の書式や記載内容の見直し	会計室会計課	◇ 発注から支払までの一連の手続の可視化 ※ 新財務会計システムでの運用	財務会計システム改修(物品購入等発注書をシステムに組み 込み)	平成24年度に向け2~3月頃 に実施予定(再掲)		
2	② 所管課による専決調達に対する牽制機能の強化						
	*各所管課長の上司である部長級職員による (専決調達に対する)予算執行状況のモニタ リングの仕組み		◇ 部長級職員が定期的に予算執行チェック が出来る仕組みづくり	<ul><li>・新財務会計システムの機能に追加し、試行している。</li><li>・6月17日~24日全課長級職員研修にて周知</li></ul>	職員への周知		
	・各所管課をとりまとめる局や部の庶務担当課による予算執行マネジメント機能の強化	行財政局財務課	◇ 新たに財務会計システムに追加された予算執行状況資料(節・細節別など)等を活用し各局内における執行管理を徹底	・6月17日~24日全課長級職員研修にて周知 ・7月19日,9月28日に各局室区に作業依頼済み,年間5回予定 ・11~12月に実施する各所属による自主監査について、新たな事務処理を監査必須項目に指定	継続して実施		
3	) 油出調査の実施						
	会計室と行財政局監察室が適切な役割分担 ・に基づき、新たな事務処理に関する定期的 な抽出調査を実施し、抽出調査を通じたモニ タリングを実施	会計室会計課 行財政局監察室	◇ (仮称)経理事務特別検査要領の策定 (無作為抽出、事業者帳簿による調査など)	・ 6月より他都市調査、課題の整理、規則制定作業 ・ 10月末に『抜き打ちでの実施』や『契約相手からの提供資料			
4	) 会計室と行財政局監察室との連携	1	◇ 上記要領に基づく調査実施	に基づく調査を内容とする「契約に係る事務調査指針」及び			
	調査結果を反映した事務処理の見直しの実施施	会計室会計課 行財政局監察室	<ul><li>◇ 上記調査に関する事業者の協力義務に関する何らかの対応の仕組みづくり</li></ul>	「契約に係る事務調査指針ガイドライン」の策定 ・11月1日:会計室の関係職員を行財政局職員として兼務発令	年度内に実施予定		
(5	」 事業者の協力義務の明確化						
	・市が実施する調査に関する事業者の協力を 義務づけられるようなルールづくりの検討	会計室会計課 行財政局監察室					

## 【提言項目の取組状況】

第2回 神戸市経理適正化推進本部会議

資料2

提案項	目	提案内容	所管課	市としての取組方針	平成23年5月~11月の取組状況	今後の予定、備考		
,	v i	組織に係る提案						
	1	一括調達システムの導入						
		・インターネットによる一括購買システムの試 験的導入	行財政局行政経営課	◇ 所属を限定した試験的導入	8月下旬以降、一部所属での試験運用を順次開始している。	インターネット購買システムの 試験運用の状況も踏まえながら、引き続き一括調達の手 法について検討		
		・日常的に多用される物品等の一括発注シス テムの導入	行財政局行政経営課	◇ システムの導入検討	6月より他都市調査、課題の整理、一括調達の手法等について 検討			
	2	物品等の専決調達も含め契約事務総括部署の設置						
		<sub>-</sub> 専決調達を含む契約事務の総括部署の設 置検討	企画調整局企画課	◇ 契約事務の総括部署の設置検討	設置に向けた課題整理等	平成24年度職制改正で設置 予定		
	3	新たな事務処理についての相談体制の確立						
		<ul><li>新たな事務処理を盛り込んだマニュアルの 策定、支出命令審査を担当する会計室での 審査と指導対応の集約化、会計事務に関す るルール改善のフィードバック</li></ul>		◇「財務会計事務の手引き」の改定等	・財務会計事務の手引改訂版、現在内容を調整中(年度内完成予定) ・随時、会計事務処理の一連の手続きの中で、相談を受ける とともに庁内イントラを活用し、会計事務に関する情報発信を 充実	継続して実施		
(4)市民	~5	の説明責任に係る提案	•					
Ī	再発防止策及び提言内容の進捗状況に関する第三者も関与した進行管理、モニタリング体制の確立							
		再発防止策の実施状況等の公表 第三者によるモニタリングの実施	行財政局監察室	◇ 第三者も関与したモニタリングの仕組み	・ 外部有識者の選定方法、モニタリングの仕組みに関して検討	年度末に向け実施		